

フッ化物洗口事業に関する国庫補助金制度について

○「8020運動・口腔保健推進事業」の中の歯科疾患予防等事業の補助基準額

年度		R2	R3	R4	R5
歯科 疾患 予 防 等 事 業	歯科疾患予防事業	2,137 千円	2,000 千円	1,553 千円	2,421 千円
	食育推進等口腔機能維持 向上事業		1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円
	歯科健診(検診)事業(新 規)				4,195 千円

○歯科疾患予防事業は次のア、イの事業

- ア フッ化物洗口又はフッ化物歯面塗布
- イ 歯科疾患予防のための取組(歯科保健指導、口腔清掃指導など)

○歯科疾患予防事業の補助要件

令和5年度から「全ての市町村」を対象として、上記の「ア事業のみ、イ事業のみ、ア及びイの事業」どれでも申請可能となった。

○歯科疾患予防事業の補助対象経費

- ・諸謝金
- ・旅費
- ・消耗品費→フッ化物洗口に係る薬剤、コップ、ティッシュなど
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・会議費
- ・借料及び損料
- ・委託費(上記に掲げる経費に該当するもの)

○実施要綱に係るタイムスケジュール(例年の国のスケジュールを元に想定)

- ・4～5月:実施要綱一部改正通知((保健所は経由せず、道から直接)
- ・改正通知から2か月後:事業計画提出(市町村→道→国)
- ・10～12月;交付要綱一部改正通知
- ・改正通知から約2週間後:交付申請書提出
- ・3月20日頃:交付決定通知
- ・翌5月末:実績報告と概略図提出(市町村→道→国)

注意:学校でのフッ化物洗口事業も補助対象であるが、通知は道保福部から市町村保健福祉部局に通知されるため、各市町村では保福部局と教育委員会が連携し、保福部局から申請する。